

○ 児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程

平成 13 年 12 月 18 日  
訓 令 甲 第 4 7 号  

存	続	期	間
---	---	---	---

〔沿革〕 平成 16 年 7 月 訓令甲第 23 号 (い)  
17 年 3 月 同第 9 号 (ろ)  
18 年 5 月 同第 13 号 (は)、9 月同第 29 号 (に)  
20 年 3 月 同第 8 号 (ほ)、同第 12 号 (へ)  
24 年 4 月 同第 13 号 (と)  
28 年 2 月 同第 1 号 (ち) 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、東京都職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則(昭和 46 年東京都規則第 214 号。以下「都規則」という。)第 6 条(都規則第 7 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号。以下「法」という。)に基づく児童手当(法附則第 2 条第 1 項の規定による給付(以下「特例給付」という。)を含む。以下同じ。)の認定及び支給に関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。(い、は、と)

(準拠)

第 2 条 児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いについては、法、児童手当法施行令(昭和 46 年政令第 281 号)、児童手当法施行規則(昭和 46 年厚生省令第 33 号。以下「施行規則」という。)及び都規則によるほか、この規程の定めるところによる。(い、は、と)

(請求及び届出)

第 3 条 職員は、児童手当に関する請求又は届出を行う場合は、施行規則に定める書類を添付して所属長に対して行うものとする。(と)

(認定請求書の処理等)

第 4 条 所属長は、別記様式第 1 号の「児童手当・特例給付認定請求書」(以下「認定請求書」という。)の提出を受けたときは、次により審査するものとする。(い、は、と)

- (1) 認定請求書の記載内容を添付書類により確認すること。
- (2) 前号により確認できない事項又は請求に係る事実を明確にするため、必要がある場合は、所要の調査を行うこと。

2 所属長は、支給資格があるものと確認したときは、支給額を決定するとともに、次により処理するものとする。

- (1) 別記様式第 2 号の「児童手当・特例給付認定(認定請求却下)通知書」(以下「認定(認定請求却下)通知書」という。)により通知すること。
- (2) 別記様式第 3 号の「児童手当・特例給付受給者台帳」(以下「受給者台帳」という。)を作成すること。

3 所属長は、支給資格がないものと確認したときは、認定(認定請求却下)通知書により通知するものとする。

(改定請求書・届の処理等)

第 5 条 所属長は、別記様式第 4 号の「児童手当・特例給付額改定認定請求書(額改定届)」(以下「改定請求書・届」という。)の提出を受けたときは、前条第 1 項の規定の例により審査するものとする。(い、は、と)

2 所属長は、児童手当の額を改定すべきものと確認したときは、次により処理するものとする。

- (1) 別記様式第 5 号の「児童手当・特例給付額改定(額改定請求却下)通知書」(以下「改定(改

定請求却下) 通知書」という。) により通知すること。

(2) 受給者台帳に所要の事項を記載すること。

- 3 所属長は、児童手当の額を改定しないものと確認したときは、改定(改定請求却下)通知書により通知するものとする。
- 4 所属長は、改定請求書・届の提出がない場合においても、認定請求書の添付書類、受給者台帳等によって児童手当の額を減額すべきものと確認したときは、第2項の規定の例により処理するものとする。

(現況届の処理等)

第6条 所属長は、別記様式第6号の「児童手当・特例給付現況届」(以下「現況届」という。)の提出を受けたときは、第4条第1項の規定の例により審査するものとする。(い、は、と)

- 2 所属長は、引き続いて児童手当を支給すべきものと確認したときは、受給者台帳に所要の事項を記載するものとする。
- 3 所属長は、児童手当の支給要件に該当し、認定の請求があったものとみなされる場合に該当するものと確認したときは、次により処理するものとする。
  - (1) 認定(認定請求却下)通知書により通知すること。
  - (2) 受給者台帳に所要の事項を記載すること。
- 4 所属長は、児童手当を支給すべき事由が消滅したものと確認したときは、別記様式第7号の「児童手当・特例給付支給事由消滅通知書」(以下「消滅通知書」という。)により通知するとともに、受給者台帳に所要の事項を記載するものとする。

(受給事由消滅届の処理等)

第7条 所属長は、別記様式第8号の「児童手当・特例給付受給事由消滅届」(以下「受給事由消滅届」という。)の提出を受けたときは、消滅通知書により通知するとともに、受給者台帳に所要の事項を記載するものとする。(い、は、と)

- 2 所属長は、受給事由消滅届の提出がない場合においても、認定請求書の添付書類、受給者台帳等により児童手当を支給すべき事由が消滅したものと確認したときは、前項の規定の例により処理するものとする。

(未支払請求書の処理)

第8条 所属長は、別記様式第9号の「未支払児童手当・特例給付請求書」(以下「未支払請求書」という。)の提出を受けたときは、受給者台帳と照合するものとする。(い、は、と)

- 2 所属長は、未支払の児童手当を支給するものと決定したときは、次により処理するものとする。
  - (1) 別記様式第10号の「未支払児童手当・特例給付支給決定(請求却下)通知書」(以下「支給決定(請求却下)通知書」という。)により通知すること。
  - (2) 受給者台帳に所要の事項を記載すること。
- 3 所属長は、請求を却下するものと決定したときは、支給決定(請求却下)通知書により通知するものとする。

(支払の一時差止めの通知)

第9条 所属長は、法第11条(法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の規定により児童手当の支払を一時差し止めるものと決定したときは、別記様式第11号の「児童手当・特例給付支払差止通知書」により通知するものとする。(い、は、へ、と)

(支払)

第10条 所属長は、法第8条第4項に規定する支払期月ごとに、児童手当の受給資格を調査し、受給資格に異動があるときは、給与課長(諸手当係経由)に当該支払期月の前月の25日までに、電話により連絡するものとする。(ほ、と)

- 2 給与課長は、児童手当の支給に関する事務を行うものとする。
- 3 所属長は、児童手当の支払があったときは、受給者台帳に所要の事項を記載するものとする。

(報告及び調査)

- 第 11 条 警務部長は、児童手当の認定及び支給に関する事務の適正を期するために必要があると認めるときは、所属長に対して報告を求めることができる。(と)
- 2 給与課長は、児童手当の認定及び支給に関する調査を行うことができる。

(書類の保存期間等)

- 第 12 条 所属長は、次表の左欄に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間保存するものとする。(と)

認定請求書 受給者台帳	支給事由が消滅した日の属する年度の翌年度の初日から 5 年間
改定請求書・届 現況届 未支払請求書	提出のあった日の属する年度の翌年度の初日から 2 年間
その他の書類	提出のあった日の属する年度の翌年度の初日から 1 年間

- 2 所属長は、児童手当の支給を受けている職員が異動したときは、前項の書類を異動先の所属に送付するものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程による様式は、当分の間、補正し使用することができる。

附 則 (平成 16 年 7 月訓令甲第 23 号)

- 1 この訓令は、平成 16 年 7 月 26 日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程による様式は、当分の間、補正し使用することができる。

附 則 (平成 18 年 5 月訓令甲第 13 号)

- 1 この訓令は、平成 18 年 5 月 15 日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程による様式は、当分の間、補正し使用することができる。

附 則 (平成 18 年 9 月訓令甲第 29 号)

- 1 この訓令は、平成 18 年 9 月 7 日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程による様式は、当分の間、補正し使用することができる。

附 則 (平成 24 年 4 月 25 日訓令甲第 13 号)

- 1 この訓令は、平成 24 年 4 月 25 日から施行する。
- 2 平成 22 年 3 月以前の月分の児童手当 (児童手当法の一部を改正する法律 (平成 24 年法律第 24 号) による改正前の児童手当法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定による給付を含む。) に係る事務については、なお従前の例による。

附 則 (平成 28 年 2 月訓令甲第 1 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この訓令の施行前にされた行政庁の処分又はこの訓令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。